

平成26年9月24日

受益者の皆さまへ

みずほ投信投資顧問株式会社

「資源国高金利ソブリンファンド（毎月決算型）」の
繰上償還（信託終了）（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「資源国高金利ソブリンファンド（毎月決算型）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、平成26年11月28日をもって信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）するための手続きを下記の通り実施させていただき予定でありますことをご案内申し上げます。

受益者の皆さまにおかれましては、本書および別添の「書面決議参考書類」をご確認いただき、今般の繰上償還（信託終了）につき、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、当ファンドの繰上償還（信託終了）に賛成いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

敬具

記

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由について

当ファンドでは信託約款第49条第2項において「受益権の口数が10億口を下回る場合には、繰上償還（信託終了）させることができる」旨を規定しております。

現在、当ファンドの受益権口数は、平成26年7月末現在で約5.7億口と信託約款で定める口数を下回る状況にあります。また、受益権口数の減少傾向は数年間にわたり続いていることから今後の回復も難しいと見込まれ、ファンドの商品性に沿った運用が今後困難になる恐れが高いと判断し、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための書面決議の手続きを行うことといたしました。

2. 繰上償還（信託終了）の日程について

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| ① 書面決議の対象受益者の確定日 | 平成26年 9月24日（水） |
| ② 書面による議決権の行使の期限 | 平成26年10月14日（火）まで |
| ③ 書面決議の日 | 平成26年10月15日（水） |
| ④ 反対受益者の買取請求期間 | 平成26年10月16日（木）から
平成26年11月 4日（火）まで |
| ⑤ 繰上償還（信託終了）日（予定） | 平成26年11月28日（金） |

3. 書面による議決権の行使の方法について

受益者の皆さまは、書面により議決権を行使することにより、当ファンドの繰上償還（信託終了）に対する賛否の意思表示を行うことができます。

議決権を行使する場合は、下記①にてご案内の宛先へ、同封の「議決権行使書面」に下記②の内容をご記入またはご確認のうえ、同封の返信用封筒に封入し、ご郵送いただきますようお願い申し上げます。議決権行使書面は、平成26年10月14日までに到着した分を、有効とさせていただきます。

また、書面決議において議決権を行使しない場合（議決権行使書面をご郵送されない場合）は、当ファンドの繰上償還（信託終了）について、賛成いただけるものとしてお取扱いさせていただきます。したがって、当ファンドの繰上償還（信託終了）に賛成いただける場合は、特に必要な手続きはございません。

書面による議決権の行使については、平成26年9月24日現在の受益者の皆さまを対象としております。平成26年9月25日以降の受益権口数（平成26年9月22日以降に取得申込みをされた受益権口数）は本件の対象とはなりませんので、ご了承ください。

- ① 宛先（同封の返信用封筒をそのままご使用ください）

〒108-6311 東京都港区三田 3-5-27
みずほ投信投資顧問株式会社
書面決議受付係

- ② ご記入またはご確認いただく内容

a. 記入日 b. 賛成・反対の別（どちらかに○印で表示）
c. 電話番号（日中連絡先） d. 住所

- ※ 「議決権行使書面」にあらかじめ記載してあります「氏名又は法人名」、「保有受益権口数」、「取扱販売会社」を、予めご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
- ※ 複数回議決権を行使された場合（議決権行使書面を複数回送付された場合）は、最後の行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ※ 賛成・反対の表示がない議決権行使書面をご郵送いただいた場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ※ 複数の販売会社で当ファンドを保有の方は、それぞれの販売会社より書面が送付されます。
- ※ 議決権行使書面にご記入いただく上記の内容に不備等がある場合には、議決権の行使ができなくなる場合がありますのでご留意ください。
- ※ 議決権の行使をされた受益者の方に関しては、受益者の情報を取扱販売会社とみずほ投信投資顧問株式会社との間で共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。なお、ご郵送いただきました議決権行使書面の内容の確認のため、取扱販売会社またはみずほ投信投資顧問株式会社よりお電話を差し上げる場合がありますのでご了承ください。本手続に伴い入手した個人情報については、書面決議および買取請求に関する事務を処理するためのみに利用いたします。

- ③ 書面による議決権の行使期限

平成26年10月14日（火）到着分まで

4. 繰上償還（信託終了）の実施の判定について

【繰上償還（信託終了）を行う場合】

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上でかつ、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り平成26年11月28日に、当ファンドを繰上償還（信託終了）いたします。

【繰上償還（信託終了）を行わない場合】

書面決議において否決された場合には、当ファンドの繰上償還（信託終了）は行いません。この場合、繰上償還（信託終了）を行わない旨を、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

※ 書面決議の結果は、平成26年10月15日（書面決議の日）以降、みずほ投信投資顧問株式会社のホームページ（<http://www.mizuho-am.co.jp/>）および本書末尾に記載の、みずほ投信投資顧問株式会社の照会先にてご確認いただけます。

5. 反対受益者の買取請求の内容および手続きについて

繰上償還（信託終了）が決定した場合には、議決権行使書面にて反対をされた受益者の方は、保有する受益権について、受託会社に対し買い取りを請求することができます。買取請求期間は、平成26年10月16日から平成26年11月4日までとなります。

買取請求を行った場合の買取価額は、受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。なお、受益者が受領する買取代金からは、振込手数料、買取計算書送付のための郵送料が差し引かれます。また、買取代金の受領までには、通常のご換金請求よりも日数を要する場合があります。非課税扱いの場合を除き、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。

※税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

買取請求に関する書類は、書面決議後、議決権行使書面にて反対をされた受益者の方に、あらためてみずほ投信投資顧問よりご送付いたします。

この買取請求手続きは、受益者の皆さまのご判断によるもので、必ず行わなければならないものではございません。議決権行使期間中・買取請求期間中ともに、通常どおり当ファンドの換金のお申込みを受け付けます。（信託終了日まで保有し、償還金としてお受け取りいただくこともできます。）

ご不明な点がございましたら、下記のみずほ投信投資顧問株式会社の照会先までお問い合わせください。

みずほ投信投資顧問株式会社

〔電話番号〕 0120-324-431

※受付時間：営業日の午前9時～午後5時

〔ホームページアドレス〕 <http://www.mizuho-am.co.jp/>

以上